

## 愛知県立大学におけるハラスメント専門相談室規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）の第7条第8項に基づき、ハラスメント専門相談室（以下「専門相談室」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 専門相談室は、防止規程第7条第2項に掲げる業務以外に次のことを行う。

(1) 人権問題委員会への活動状況の概要報告

(2) ハラスメントの相談業務に必要な指針の作成

(3) その他、ハラスメントに関する相談、斡旋、及び救済の申立への対応に必要な業務

2 前項第1号に規定する活動状況の概要報告の内容は、相談者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

(専門相談員の任期)

第3条 ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 専門相談員に欠員が生じた場合、新たな相談員の任期は前任者の残任期間とする。

(専門相談室会議)

第4条 専門相談室の業務を円滑に運営するため、ハラスメント専門相談室長（以下「専門相談室長」という。）及び専門相談員で構成される専門相談室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 議長は、専門相談室長とする。

3 会議は、議長が招集する。

4 議長が必要と認める場合は、第1項に定める者以外の者を会議に出席させ、その意見を述べさせることができる。

(遵守事項)

第5条 専門相談室長及び専門相談員は、その業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 相談者と相手の名誉やプライバシーなどの人権を尊重すること。

(2) 原則として複数の専門相談員で話を聞き、正確な相談記録を残すこと。

(3) 相談者と同性の専門相談員が少なくとも1名は相談に同席すること。

(4) 相談者の意向を尊重し、解決策を押し付けることのないように留意すること。

(5) 相談者を二重に傷付けないように配慮すること。

(6) 調停のために相手と接触しないこと。

2 専門相談室長及び専門相談員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。